

告 示

埼玉県告示第八百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和二年七月二十九日認可した。

令和二年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

小島土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市